

茨城西南地方広域市町村圏事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

茨城西南地方広域市町村圏事務組合
令和7年5月策定

■目次

1 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2 基本的事項	4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 温室効果ガス総排出量	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	
4 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	
(2) 取組にあたり配慮すべき事項	
(3) 具体的な取組内容	
6 進捗管理体制と進捗状況の公表	13
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガ

スの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021 年 6 月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1,013地方公共団体と加速度的に増加しています。

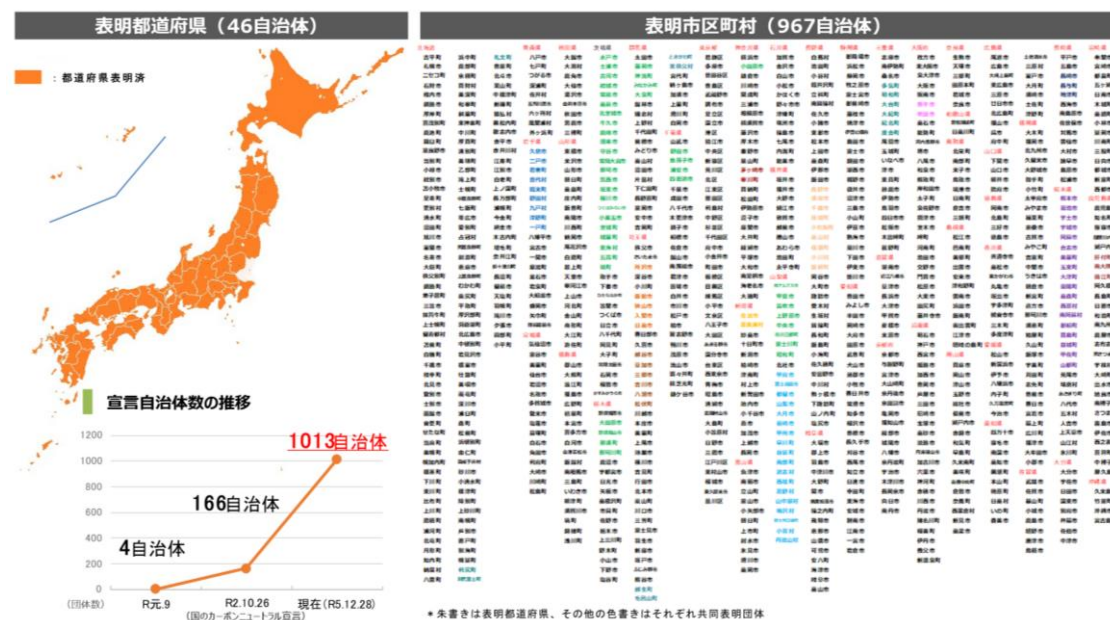


図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2023年12月28日時点)

出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2 基本的事項

(1) 目的

茨城西南地方広域市町村圏事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、茨城西南地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、組合の全ての事務・事業とします。
なお、対象範囲の施設及び車両は、次のとおりです。

表2 対象範囲の施設及び車両

施設名	所在地	公用車(R6.3.31現在)
事務局	古河市下大野 2248 番地	1 台
消防本部	古河市中田 1683 番地 9	13 台
古河消防署		10 台
住吉分署	古河市古河 797 番地 1	3 台
三和分署	古河市仁連 2070 番地 1	3 台
駅西出張所	古河市本町 1 丁目 10 番 16 号	1 台
五霞分署	五霞町大字元栗橋 1887 番地 1	3 台
下妻消防署	下妻市本城町二丁目 22 番地	11 台
千代川分署	下妻市宗道 2095 番地 3	3 台
上妻出張所	下妻市黒駒 1049 番地 7	1 台
高道祖出張所	下妻市高道祖 4394 番地 1	1 台
石下分署	常総市本石下 4596 番地	3 台
八千代分署	八千代町大字菅谷 1177 番地 22	3 台
坂東消防署	坂東市辺田 644 番地 2	14 台
寺久分署	坂東市寺久 373 番地 4	3 台
猿島分署	坂東市山 2793 番地 3	3 台
飯島出張所	坂東市幸田新田 60 番地 6	1 台
七郷出張所	坂東市矢作 1159 番地 4	1 台
境分署	境町 422 番地 6	3 台
総和消防署	古河市下大野 752 番地 2	5 台

施設名	所在地	公用車 (R6. 3. 31 現在)
上大野出張所	古河市上大野 1933 番地 3	1 台
利根老人ホーム	境町大字長井戸 1687 番地	4 台

(3) 対象とする温室効果ガス

組合には下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2025 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。

また、計画開始から 2 年後の 2027 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度							
	2013	...	2025	...	2027	...	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→					

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、地球温暖化対策計画及び政府実行計画等に即して策定します。

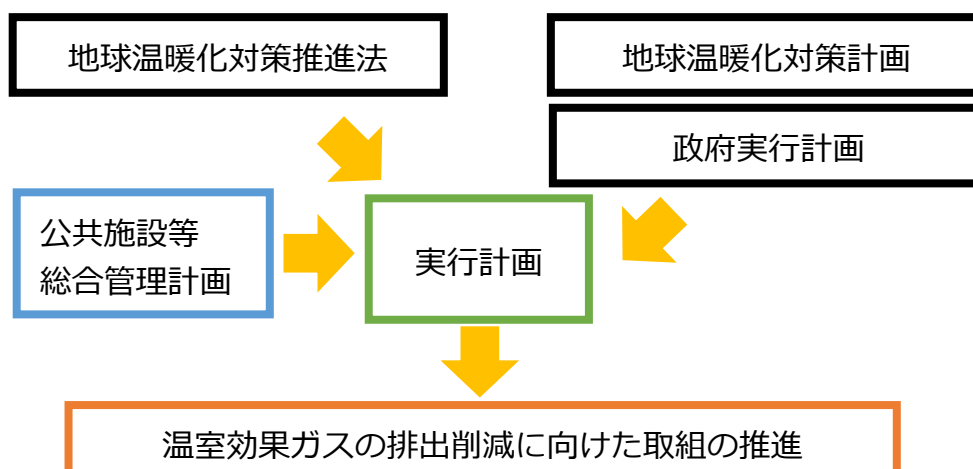


図 3 実行計画の位置付け

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度としている2013年度において、1,101t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は減少傾向にあり、4.54%の減少となっています。

なお、下図に示す数値の算定における事務局及び利根老人ホームの「温室効果ガス総排出量」は、2021年度の排出量を2013年度における想定排出量として計算しています。

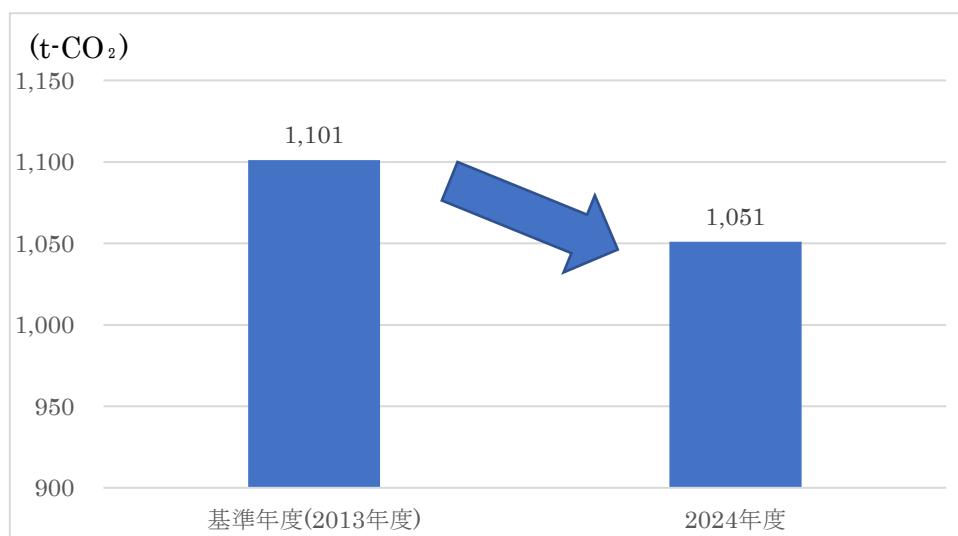


図4 組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別では、消防本部1%（ガソリン・軽油のみ）、古河消防署管内35%、下妻消防署管内22%、坂東消防署管内20%と消防施設が全体の78%を占め、次いで利根老人ホーム22%、事務局0%（1%未満）となっています。

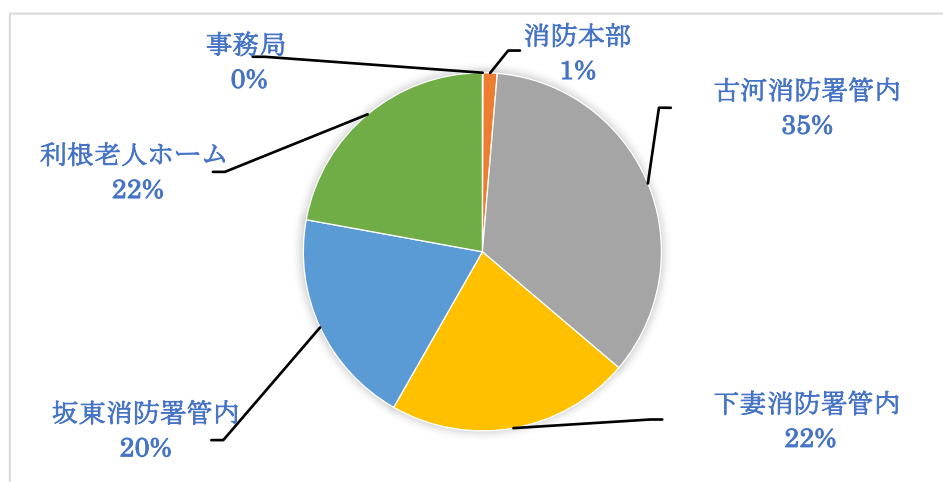


図5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の60%を占め、次いでガソリン20%、軽油12%、LPG6%、灯油2%となっています。

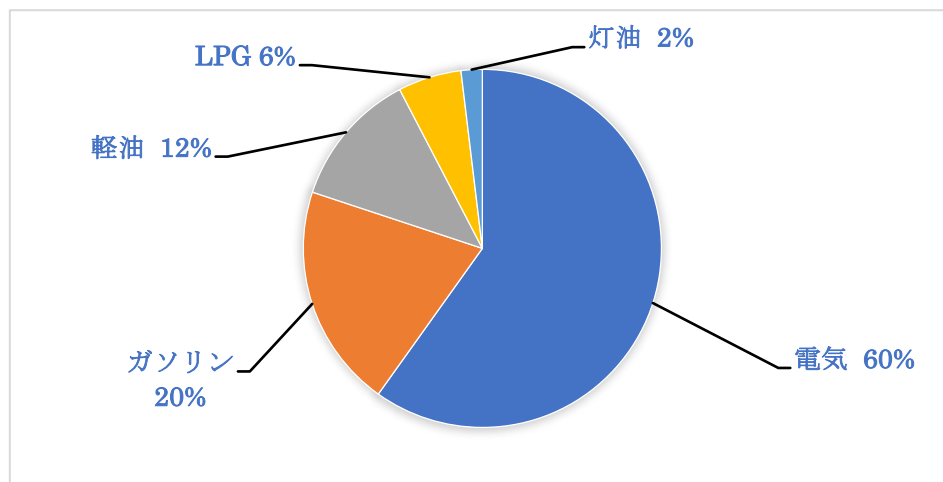


図6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013年度）

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因を、施設別で分析しました。

① 事務局

事務の変化に伴い、公用車の使用が増えたことで燃料使用量が増加しています。

② 消防本部

災害現場への出動件数が増えたことによって燃料消費量が増加していますが、空調設備における設定温度の指定及びLED照明の導入を初めとした取り組みにより電力消費量は減少しています。

③ 利根老人ホーム

空調設備の不具合に伴い、使用する諸室を制限したことなどによりエネルギーの消費量が総じて減少しています。

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

① 公共施設

実行計画の対象となる22施設のうち20施設が消防庁舎であり、勤務形態が当直(24時間)勤務となるため、終日、職員が勤務しており、通年で稼働している施設となります。

昨今の異常気象に対応したうえで、空調設備の適切な使用を行うなど意識面からもCO₂排出量をさらに減少させるための取り組みが必要です。

③ 公用車

消防車両の燃料が大半を占めており、災害などの緊急出動に伴う活動のため、CO₂排出量の大幅な削減の実現は難しいものとなっております。

消防車両を除いた公用車の更新にあたっては、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入の検討が必要です。

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を検討します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

実行計画の策定に基づく取り組みを推進することで、温室効果ガスの排出削減において目指すべき目標値（％）を2027年度の計画見直し時までを目安に検討します。

検討の結果、算定された目標値（％）を2030年度に目指す削減目標として示します。

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン及び軽油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 取組にあたり配慮すべき事項

消防本部において、ガソリン及び軽油は、消防車両と資機材の燃料として使用され、消防法第1条の目的（以下「目的」という。）のためには欠くことのできないものです。火災や災害、救急事案の発生件数や活動時間等については消防本部の意図しない範疇であること、目的のためには訓練や日常業務を削減することができないことから、消防本部のガソリンと軽油に由来する温室効果ガスの排出量削減の対象から除外とします。

ただし、目的達成のために影響のない範囲で、職員一人一人が排出量削減の意識を持つようにします。

消防法第1条

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(3) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表3に示された取組が示されています。組合においては、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

なお、「電動車の導入」は、消防車両を除いた公用車で導入を目指していきます。

表3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の 約50%以上 に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、 新規導入・更新 については 2022年度以降全て電動車 とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに 全て電動車 とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに 100% とする。

措置	目標
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上 を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・自動販売機の照明は、消灯します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

②施設整備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・照明器具の LED 化を進めます。
- ・雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。
- ・敷地内の緑化に努めます。

③グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・グリーン購入法対象物品や低公害車等の調達を進めます。
- ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ・用紙等の節減（ゴミの減量）に取り組みます。

④再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・太陽光発電設備の設置を検討をします。

⑤電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

公用車を更新する際には、消防車両を除いて（EV・FCV・PHEV・HV）を導入を目指し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のことです。

⑥職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・昼間帯や休憩時間中は、必要箇所以外の照明は消灯します。
- ・業務に支障のない程度に照明の間引き点灯を行います。
- ・印刷及びコピーは必要最小限で利用するとともに、両面印刷、両面コピー及び縮小コピー等を活用し、用紙使用の削減に努めます。
- ・電子メールを有効活用し、FAXの使用を必要最小限とするとともにFAX送信票の省略に努めます。
- ・内部資料の作成は、裏紙の使用を励行します。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・クールビズ及びウォームビズを励行し、空調設備の使用節約に努めます。
- ・ブラインド及びカーテン等を有効活用し、遮熱を心掛けます。
- ・入浴やシャワーは、短時間で全員が使用することで、無駄な保温などを減らします。
- ・日常的な節水を心掛けます。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・車両の整備及び管理を徹底し、低燃費走行の阻害要因を排除します。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

実行計画を推進するために、組合事務局長を委員長とする「茨城西南地方広域市町村圏事務組合地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 地球温暖化対策庁内委員会（以下、「庁内委員会」という。）

事務局長を委員長、消防長を副委員長とし、地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。実行計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。

また、実行計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 地球温暖化対策庁内委員会事務局（以下、「庁内委員会事務局」という。）

組合事務局職員で構成します。庁内委員会事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。

また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者（以下、「推進責任者」という。）

各課及び各施設（消防機関の出張所を除く）に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長（消防次長及び参事を含む）を推進責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を庁内委員会事務局に定期的に報告します。

なお、消防機関の出張所については、管轄している消防署の推進責任者が所管します。

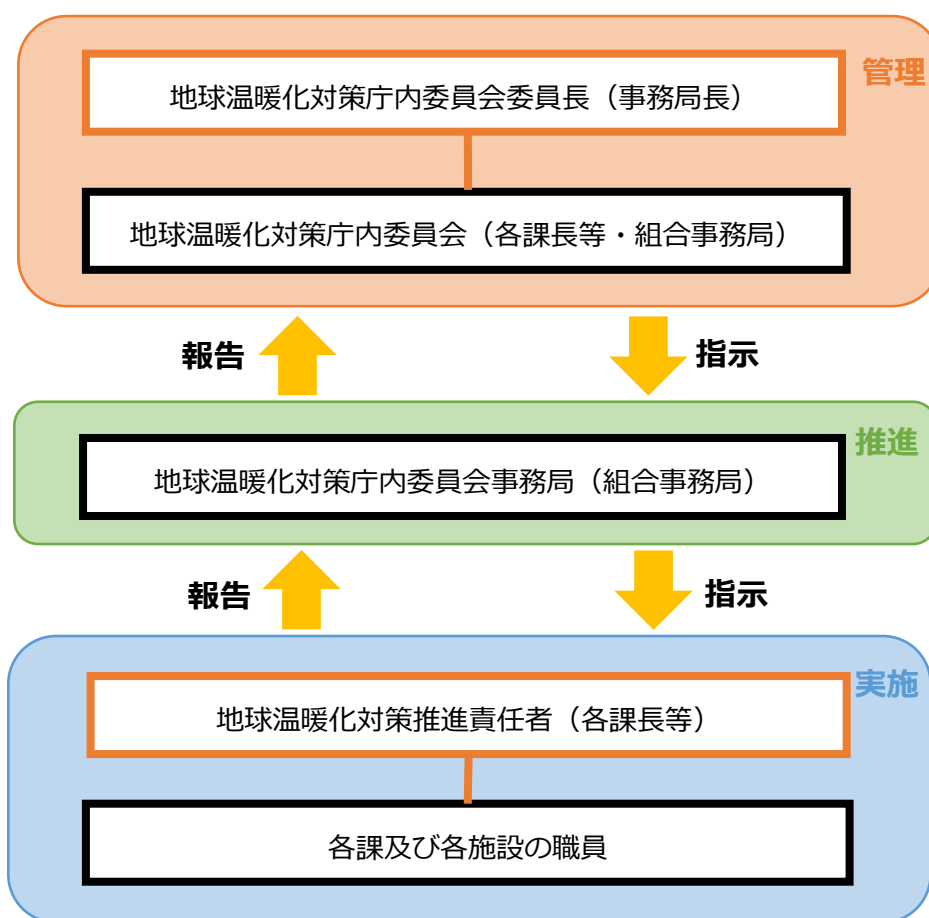


図7 実行計画の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

実行計画の進捗状況は、推進責任者が庁内委員会事務局に対して定期的に報告を行います。庁内委員会事務局は、その結果を整理して庁内委員会に報告します。

庁内委員会は、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は、毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2028年度に実行計画の改定を行います。

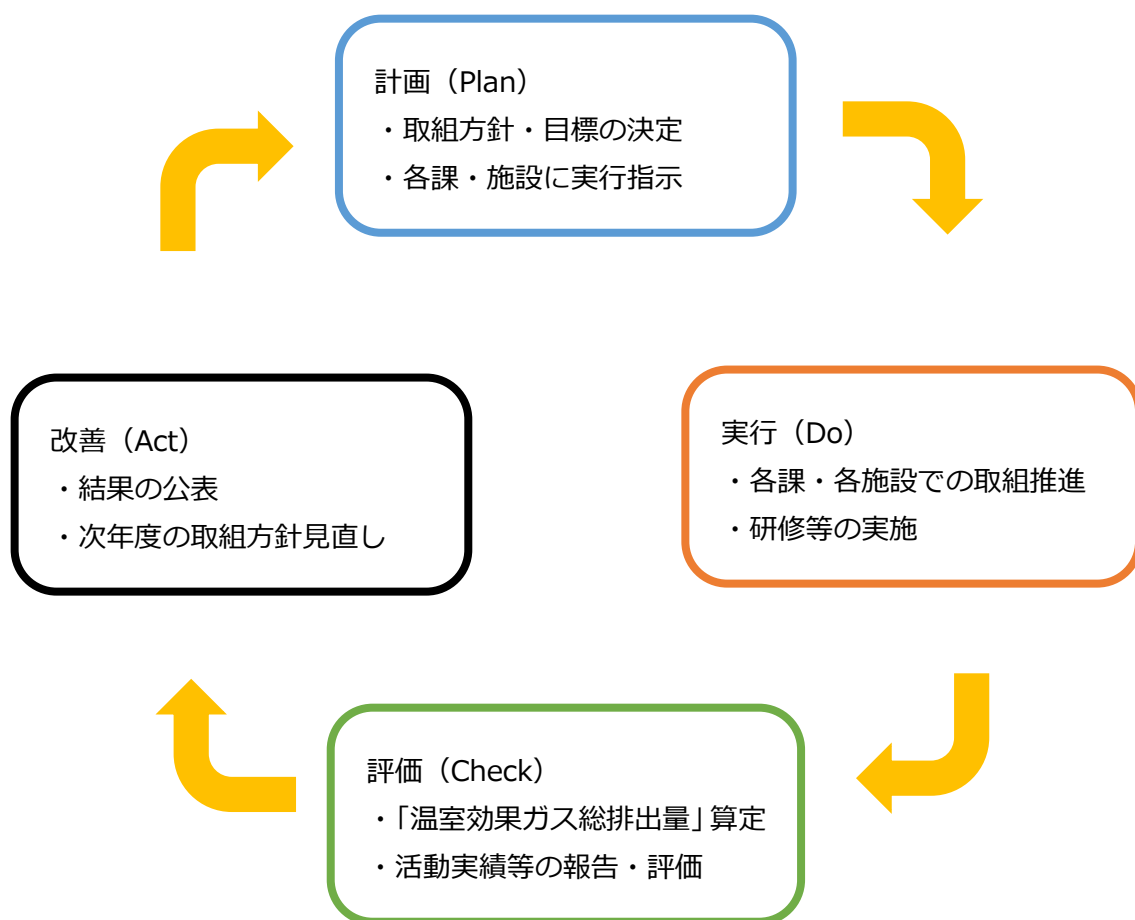


図8 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進法第21条第10項に基づき、毎年、組合ホームページ等で毎年公表します。